

蒲郡市建設工事等予定価格事前公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等委託業務（以下「建設工事等」という。）について、入札及び契約手続きの透明性の向上並びに競争性を高めると同時に不正行為の防止を図るため、予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステムを使用して行う入札（以下「電子入札」という。）に付する建設工事等
- (2) 電子入札以外の方法で行う設計金額が250万円を超える競争入札に付する建設工事
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に必要と認められるもの

(公表する予定価格)

第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とする。

(公表の方法)

第4条 事前公表は、一般競争入札については入札公告文に記載し、指名競争入札については指名通知書に記載することにより行うものとする。

(積算内訳書等の提出)

第5条 入札参加者は、事前公表をした建設工事等の入札時に、当該建設工事等の積算内訳書又は委託費内訳書を提出しなければならない。

(入札の無効)

第6条 蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）第6条、蒲郡市電子入札実施要領（平成19年4月1日施行）第13条及び蒲郡市建設工事関係入札者心得書（昭和52年4月1日施行）第14条に定めるもののほか、予定価格を超えた入札は無効とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 蒲郡市建設工事等予定価格事前公表試行要領（平成15年10月15日施行）は、廃止する。